

たじみん昼話 12

意外と身近な憲法と法律

「法律は生活に関係するけど、憲法は私たちの生活に関係ないですよ」という質問をよくうけるので、今回のお題は、

- ①憲法と法律（民法、商法・・・）の違いは何か？
- ②憲法は私たちの生活に関係ないのか、あるのか、について考えてみる。

日常生活において、「自分の物を勝手に盗まれない」、「あるものを買ったら支払い義務が生じる」、「売ったら支払ってもらい権利がもらえる」などの義務や制約に守られて私たちは生活している。この根本のルールを決めるのが法律で、「こういうときはこうやってやってね」と、私たちに命令（権利の制約や義務を課す）や目安を示して、行動を制御する役目を持っている。

一方、憲法は国の在り方を決める役割を持つ。例えば 11 条には、「国民は全ての基本的人権の享有を妨げられない」とある。また、13 条には、幸福追求権が定められている。しっかり文を読むとわかるが、これらは国民に対して言っているのではなく、国家権力に対して言っているもので、「国は、国民の〇〇を妨げてはいけませんよ」と命令しているのである。

つまり①の回答は命令対象が違うということだ。法律の命令対象は国民だが、憲法の命令対象は国だからとてうことである。

ところで、法律の制定には国会議員が関わっている。だからといって、国会議員や総理大臣が、気分次第で「来年は、消費税を 50%にします」と適当な事をやったら、私たちの生活は困る。そうならないようにするために考えられたのが、法律を作り適用する側の国家（国会議員とか総理大臣等）権力をコントロールする憲法なのである。この憲法のおかげで、しっかりした法律が制定され、私たちの生活が健全に機能しているのだ。

したがって②の回答は、かなり関係がある、となります。

もっと知りたい人は、地歴・公民の先生の所へ行くことをおすすめする。